

令和6年度社会福祉法人の指導監査(結果)について

[実施方針]

社会福祉法第56条第1項の規定に基づく指導監査（一般監査）を実施。

（※監査方法は「実地監査」）

本年度の一般監査は、社会福祉法人制度改革を踏まえて見直された「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」を基準とし、また、前年度の監査結果等を踏まえ、一般監査における重点事項を次のとおり実施方針として定めて行った。

- ① 評議員等の選任手続が、定款の定めに従い行われているか。
- ② 評議員会・理事会で必要な決議がされているか。
- ③ 社会福祉法の改正に伴う規定等が適正に整備されているか。
- ④ 適正な会計処理が行われているか。
- ⑤ 文書が適正に整理、保存されているか。
- ⑥ 前回の指導事項の改善状況の確認

[対象法人数及び指摘件数]

●実施法人

8 法人/26 法人

●指摘件数

○文書指摘 6 法人（13 件）

※指導監査ガイドラインの指摘基準（法令又は通知等の違反）に該当するもの

○口頭指摘 7 法人（31 件）

※指摘基準に該当する場合であっても、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合

○助 言 8 法人（23 件）

※指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するもの

[指摘内容]

●文書指摘

《法人運営》

① （役員、理事会）

- (1) 役員（理事と監事。以下同じ。）の選任手続が適正に行われていない
・「監事の選任に関する議案」を評議員会に提出するまでに、「在任する監事の過半数の同意」を得ていたことを証する書類が確認できない
- (2) 理事会の招集が適正に行われていない
・役員に対して、期限（1週間（中7日）前）までに招集通知を発していない

- (3) 理事会の決議が適正に行われていない
 - ・控えに、提供した計算書類等の添付を適切に行っておらず、適切な承認を受けていたことを確認できない
 - ・決議について、特別の利害関係を有する理事の存否を確認していない
- (4) 理事会の議事録の作成、保存が適正に行われていない
 - ・議事録が確認できない（事務所に備え置き、閲覧の請求に応じられる態勢にない）
- ② （評議員、評議員会）
 - (1) 評議員会の招集が適正に行われていない
 - ・招集通知に際して（通知と一緒に）、計算書類等の提供を行っていない
 - (2) 評議員会の決議が適正に行われていない
 - ・控えに、提供した計算書類等の添付を適切に行っておらず、適切な承認を受けていたことを確認できない
 - ・決議について、特別の利害関係を有する評議員の存否を確認していない
 - (3) 評議員会の議事録の作成、保存が適正に行われていない
 - ・議事録が確認できない（事務所に備え置き、閲覧の請求に応じられる態勢にない）
- ③ （その他）
 - ・社会福祉事業の事業規模が主たる地位を占めるものとなっていない
 - ・変更登記が期限までに行われていない

《会計・経理》

- ① （その他）
 - ・年度内清算が必要とされる繰替使用に対し、年度内での補てんが行われていない
 - ・貸借対照表において、1年基準が適用されていない

●口頭指摘

《法人運営》

- ① （役員、理事会）
 - (1) 役員の選任手続が適正に行われていない
 - ・必要な書面（履歴書）の未徴取、日付が不適切
 - ・理事会による「役員の選任候補者の推薦決議」を受けていない
 - (2) 理事会の招集が適正に行われていない
 - ・新しい任期の役員による「理事長選定のための理事会」の招集通知を、評議員会の「新しい任期の役員の選任決議」を待たずに発している
 - (3) 理事会の運営が適正に行われていない
 - ・理事会への欠席について、国が「不相当とする基準」に該当する役員がいる

- (4) 理事会の決議が適正に行われていない
 - ・ 決議について、特別の利害関係を有する理事の存否を確認していない
 - ・ 理事会で決議を受けるべき業務執行の決定を、決議を受けずして実行している
 - ・ 控えに、提供した書類の添付を適切に行っておらず、役員に提案した内容を確認できない
 - ・ 評議員選任・解任委員候補者ごとに選任決議を行ったことが議事録上で確認できない
- (5) 理事会の議事録の作成・保存が適正に行われていない
 - ・ 議事録署名人が定款にのっとっていない

② (評議員、評議員会)

- (1) 評議員の選任手続が適正に行われていない
 - ・ 必要な書面（履歴書、就任承諾書）の未徴取、日付が不適切
- (2) 評議員会の招集が適正に行われていない
 - ・ 評議員会の日時及び場所等が「理事会による招集決議」で定められていない
 - ・ 招集通知に際して（通知と一緒に）、計算書類等の提供を行っていない
- (3) 評議員会の運営が適正に行われていない
 - ・ 評議員会に監督されるべき者（理事）が、議長となっていた
- (4) 評議員会の決議が適正に行われていない
 - ・ 控えに、提供した計算書類等の添付を適切に行っておらず、適切な承認を受けていたことを確認できない
 - ・ 役員候補者ごとに選任決議を行ったことが議事録上で確認できない
 - ・ 評議員会の承認が不要であるにもかかわらず、承認を受けている
- (5) 評議員会の議事録の作成が適正に行われていない
 - ・ 「議事録署名人」とは別に必要な「議事録作成者氏名」の記載がない

③ (評議員選任・解任委員、評議員選任・解任委員会)

- (1) 評議員選任・解任委員の選任手続が適正に行われていない
 - ・ 必要な書面（履歴書、就任承諾書）の未徴取、日付が不適切
- (2) 評議員選任・解任委員会の招集が適正に行われていない
 - ・ 招集手続の省略に際して、役員（一部）の同意を得ていない
 - ・ 招集通知を、「理事会による招集決議」を待たずに発している
- (3) 評議員選任・解任委員会の運営が適正に行われていない
 - ・ 出席者について、定款及び運営細則に規定された決議の要件を満たしていない
- (4) 評議員選任・解任委員会の議事録の作成・保存が適正に行われていない
 - ・ 議事録署名人が運営細則にのっとっていない

- ④ (その他)
 - ・書類の整備が適切に行われていない
 - ・資産の総額の変更登記を定時評議員会の決算承認前に行っている

《会計・経理》

- ① (内部規程)
 - (1) 契約について、経理規程にのっとりた事務処理がなされていない
 - ・契約書の作成が必要な額（100万円超）のものについて、契約書を作成していない
 - ・競争入札を行うべき契約を随意契約により行っていた
- ② (その他)
 - ・適正な勘定科目を使用していない
 - ・必要な会計処理が行われていなかった
 - ・注記及び附属明細書と計算書類の内容が整合していない
 - ・「当期末支払資金残高」がマイナス残高となっていた
 - ・「資金の繰入れ」に関する制限が遵守されていない
 - ・小口現金を活用せず、個人の金銭にて立替払をしている
 - ・寄附金品に係る書類の整備が不十分

●助言

《法人運営》

- ① (内部規程)
 - ・各種規程等の文言の整理等、所要の見直しや改正を助言
 - ・運営規程にのっとりた議長の選出について助言
- ② (その他)
 - ・入札における留意事項について助言
 - ・理事長の「理事会への職務執行状況の報告」について助言
 - ・議案の提案内容について助言

《会計・経理》

- ① (内部規定)
 - ・小口現金の運用について助言（限度額を超えての運用）
- ② (その他)
 - ・適正な勘定科目の使用について助言

- ・適切な拠点区分の使用について助言
- ・寄附金品に係る書類の整備について助言
- ・「積立金」に関する制限について助言
- ・「当期末支払資金残高」のマイナス残高の解消について助言
- ・必要な会計処理について助言